

NO. 650
平成27年(2015)
10/1(木)



小笠原 —OGASAWARA— 村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 木 タコノキ
鳥 ハハジマメグロ 魚 アオムロ

住民基本台帳登録者数 (9/1)

2,595人	父島	母島
人口	2,132人	463人
世帯	1,205	257

8月気象状況(父島)

最高気温	30.4℃
最低気温	26.0℃
平均気温	27.9℃
平均湿度	84%
月降水量	368.0mm

ダム貯水率

9/25現在	父島	母島
	100/100	100/100

第38回小笠原村健康診断

予約受付は11月2日(月)より開始します。予約方法などの詳細については、11月号の村民だよりでお知らせします。

【日程】

《父島》 11月29日(日)～12月4日(金)
《母島》 11月26日(木)～11月27日(金)

【対象者】

○30歳～39歳で小笠原村に住所を有する方
○40歳～74歳で国民健康保険の被保険者の友年度途中に加入、脱退した方を含む

○後期高齢者医療の被保険者の方
○40歳以上の生活保護受給者の方

※年齢の基準日は全て平成28年3月31日です。

【対象者以外で健康診断を受けられる方】

○官公署など職域健診の対象の方
○協会けんぽ東京支部の健診対象の方(35歳以上)

○特定健診受診券をお持ちの方
(事前に受診券と健康保険証を村民課または母島支所に提出してください)

【特定健診受診券の提出期限】10月9日(金)

【その他がん健診など】
小笠原村健康診断では、基本健診のほかに次の検診を実施します。

《胃がん検診(胃カメラ)》
40歳以上の方

《女性がん検診(乳がん・子宮頸がん)》
30歳以上の方

※子宮頸がんクーポン券をお持ちの20歳・25歳の方も受けられます。

《肺がん・結核検診》
(胸部レントゲン) 40歳以上の方

(喀痰検査)小笠原村に住民登録している50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が400以上もしくは40歳以上で6

か月以内に血痰のあったハイリスクの方
《肝炎ウイルス検診(B型C型)》40歳の方
《骨粗しょう症検診》40歳以降で5歳刻みの節目年齢の方

以上の検診については、小笠原村に住所を有し、対象の年齢の方であれば加入している健康保険に関わらずどなたでも受診することができます。

ただし、事前に村役場へ申込みが必要な場合があるのでご注意ください。
【申込みが必要な方】小笠原村健康診断の受診対象外で、がん検診などを受診される方

【申込先】
《父島》 村民課福祉係 2-3939
《母島》 母島支所庶務係 3-2111

※窓口かお電話でお申し込みください。
【申込締切】10月9日(金)

※検診日などの予約は11月に別途していただく必要がありますのでご注意ください。

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

世界自然遺産に関する 村民意見交換会

世界自然遺産の価値を将来にわたって守っていくためには、村民の皆さんとともに保全や利活用について考え、村民生活との調和を図る必要があります。

そのためには、遺産に関する取組や村民の皆さんが感じていることを、民間と行政双方で共有することが大切です。

村では、平成24年度より「村民意見交換会」を開催し、村民の皆さんの率直なご意見をうかがってきました。

今年度は、9月に全世帯と中高生を対象とした「世界自然遺産に関する村民意向調査」を実施しています。

この調査は、村民の皆さんが世界自然遺産について知っていること、思っていることを把握するためのものです。

今回の意見交換会では、調査結果の速報を報告することで、幅広い世代や様々な立場の方々の世界自然遺産に関する考えを共有するとともに、遺産に関する行政の取組についても資料を提供し、皆さんと意見交換を行ない、今後の取組の参考とさせて頂く予定です。

皆さんのご参加をお待ちしております。

【父島】
《日時》10月17日(土)
午後6時30分～8時30分
《場所》地域福祉センター2階会議室

【母島】
《日時》10月19日(月)
午後6時30分～8時30分
《場所》母島村民会館体育室

【内容(予定)】
○世界自然遺産に関する村民意向調査(結果速報)

○遺産価値の保全と利活用
○動物と暮らすということ

●問合せ先 環境課環境係 2-3111

内地進学助成制度

進学受験のため、上京した生徒に対する助成制度についてお知らせします。

【助成対象者】小笠原高等学校第3学年に在学する生徒であって、平成27年度以降に学校教育法第1条に規定する大学および高等専門学校または同法第124条に規定する専修学校を受験した者

【申請日】10月1日～平成28年3月31日

【助成金額など】
助成金額は、定期船おがさわら丸2等往復船賃の村民割引適用額調整金を含まず、および内地宿泊料定額4万円とし、助成対

この調査は、村民の皆さんが世界自然遺産について知っていること、思っていることを把握するためのものです。

象者1名につき1回限りの支給とします。
【所得制限】
助成対象者の属する世帯の所得金額に制限があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 教育委員会事務局 2-3117

平成 28 年成人式

平成 28 年成人式は、1 月 1 日(金)に父島・母島で開催予定です。

次の①に該当される方は、11 月中旬頃に、詳しい日時などをご案内いたします。②に該当される方は、教育委員会事務局へお申し込みください。

【対象者】

平成 7 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日に生まれ、次のいずれかに該当する方

- ①小笠原村に住民登録している方
- ②村外に転出しているが、小笠原の小・中学校または高等学校に在籍したことがあり、参加を希望する方

【乗船にかかる割引制度の適用】

成人式に参加する新成人の方は、おがさわら丸・ははじま丸の割引制度をご利用できます。詳細については、お問い合わせください。(乗船券の手配はご自身で行なってください)

問合せ先 教育委員会事務局 2-3117

第 4 回教育委員会

【平成 27 年第 4 回教育委員会】

《日時》10 月 5 日(月)午後 3 時 30 分

《場所》村役場第 2 庁舎 2 階会議室

◎教育委員会制度が変わります

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日

に施行され、小笠原村では、9 月 26 日(新教育長の就任)から新制度に移行しました。

今回の改正は、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのもので、

制度の主な変更点は次のとおりです。

○教育行政の責任体制の明確化

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置します。新教育長は、村長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行います。任期は 3 年(旧制度は 4 年)です。

○「総合教育会議」の設置

村長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置します。会議は村長が招集し、教育の振興に関する施策や教育環境の整備など重点的に講ずべき施策等を協議します。

○教育に関する「大綱」の策定

村長は、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育の目標や施策の基本的な方針となる「大綱」を定めます。

問合せ先 教育委員会事務局 2-3117

IP 告知端末などの

新規設置時期

各家庭、事業所に設置している IP 告知端末などの設置を新規に希望される場合は、設置工事が必要となります。

設置工事は、村の光ケーブル保守事業者が来島している期間に実施します。

IP 告知端末などの機器は、受注生産であるため、年度末に次年度の見込み数を確保していますが、今年度は、新規設置および機器故障による交換などにより、予想を超える台数が必要となり、新規設置は来年 3 月頃にな

る見込です。
ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。
※機器の新規設置を希望される場合は、事前にご相談ください。

問合せ先 総務課 IT 推進係 2-3780

マイナンバー制度開始にともなう事業者の皆さまへのお知らせ

10 月以降、個人番号カードが通知され、マイナンバー制度が開始されます。(詳細は月号の村民だより 11 ページをお読みください)各法人には、マイナンバーとは異なり、13 桁の法人番号が通知されます。

【事業者の皆さまへ】

平成 28 年 1 月以降、各事業者において、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などの際、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載することになります。個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理にあたっては、安全管理措置などが義務づけられます。国では、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のホームページとコールセンターを設置し、ご案内しています。

●問合せ先

コールセンター 0570-20-0178
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangosaido/index.html>

【特定個人情報の取り扱いについて】

国では、特定個人情報保護委員会を設置し、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」を定め、具体例を用いて解説しています。詳しくは、特定個人情報保護委員会にお

問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

●特定個人情報保護委員会

03-6441-3685

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

【ご注意ください】

マイナンバー制度に便乗した不審な電話や詐欺にご注意ください。預貯金口座番号などの個人情報を聞き出そうとするなど、不審な電話が各地で報告されています。マイナンバーの通知前に、マイナンバー制度関係で、行政機関などから手続を求められることはありません。

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

10 月 1 日で保険証が一斉更新となります。国民健康保険に加入している方は、村民課住民係より送付している保険証の更新に関する通知をご持参のうえ、更新の手続きをしてください。

【手続窓口】

《父島》村民課住民係
《母島》母島支所庶務係

【持参するもの】

- 印鑑
- 現在の保険証
- 送付済みの通知(国民健康保険被保険者証)の更新について)

保険証は、カード様式のを 1 人に 1 枚交付します。次の点に注意してください。

- ①記載内容に変更があった場合は届出をしてください。勝手に書きかえると無効になります。
- ②他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。

③コピーした保険証は使えません。
 ④カード化にともない、保険証のサイズが小さくなっています。保険証は犯罪に使われる恐れもありますので、紛失しないように十分ご注意ください。

保険税の納め忘れがあると、保険証の更新ができない場合があります。特別な理由もなく納付しない方には、医療費を全額自己負担していただく場合もあります。

病気やけがをしたときに安心して診療を受けられるように、保険税は納期限内に納付してください。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

国民年金からのお知らせ

◎「ねんきん定期便」の送付

日本年金機構では、平成21年度より、国民年金及び厚生年金に加入している方に保険料納付実績や年金の見込額などを記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しております。

【通知する内容】

《節目年齢時（35歳・45歳・59歳）の方》

①⑤⑥について更新した内容を通知します。

①年金加入期間（加入月数・納付済月数等）

②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には、ねんきん

定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。（既に年金受給中（全額停止中も含む）の方

には通知しません）

③保険料の納付額（被保険者負担分累計）

④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日など）

⑤厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額・保険料納付額

⑥国民年金のすべての期間の月ごとの保険

料納付状況（納付、未納、免除等の別）

《その他の方々》

①③⑤については更新したものの、⑤および⑥については、直近一年分を通知します。

お受け取りになられた際は、加入記録・記載内容にもれや誤りがないか十分にご確認いただき、訂正があつた場合、同封の「年金加入記録回収票」にてご回答ください。

◎「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合にも、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

確定申告等で社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に送付されます。

確定申告、年末調整の手続きの際には、この証明書（または領収書）が必要になりますので、大切に保管してください。

●問合せ先

ナビダイヤル 0570-058-555

※050で始まる電話でかける場合は03-6700-1144

東京都獣医師会による動物派遣診療

小笠原村では、東京都獣医師会による「動物派遣診療」において、イヌ・ネコをはじめとしたペットの適正・終生飼養の普及啓発や次世代教育を行なっています。

野生化した飼い主のいないネコは希少な鳥類の命を奪うなど、小笠原の自然界に影響を与えてしまっています。飼い主のいないネコを増やさないためにも、ネコを適正に飼っていたことが重要です。

マイクロチップの装着や大切なペットの健康診断など、この機会をぜひご利用ください。

【母島】11月14日(土)

《場所》母島宮農研修所本館

【父島】11月17日(火)〜20日(金)

《場所》扇浦交流センター

※詳細につきましては、チラシなどでお知らせします。

●問合せ先 環境課環境係 2-3111

小笠原小学校展覧会 展示品の募集

地域に開かれた展覧会を目指して、今年度の展覧会では、地域の皆さまによる作品コーナーを設けます。サークルなどの団体でもかまいません。ふるってご参加ください。

【展覧会日時】

12月11日(金)・12日(土)・13日(日)

午前9時〜午後4時

【作品の搬入場所・日時】

小笠原小中学校体育館

12月10日(木)午前9時〜午後4時

【作品内容】食品・書写以外の手作りの物

【申込締切】11月27日(金)までに電話でお申込みください。

●問合せ先 小笠原小学校(展覧会担当) 2-2012

母島小中学校

学校公開・道徳授業地区公開講座

【日時】10月18日(日)

【道徳授業】

《1校時 8時20分〜》

小学1・2年生 中学1年生

《2校時 9時15分〜》

小学5・6年生 中学3年生

《3校時 10時15分〜》

小学3・4年生 中学2年生

【講演会】11時15分〜 ※体育館で開催

講師 平川貴之 氏

「インターネットのルールとマナー」

●問合せ先 母島小中学校 3-2181

南島入島禁止期間

南島の植生回復のために、毎年3か月間の入島禁止期間を設けています。

皆さまのご協力をお願いいたします。

【入島禁止期間】

11月11日(水)〜平成28年2月2日(火)

※12月27日(日)〜平成28年1月2日(土)の7日間に限り入島できます。

【入島禁止期間中の特例利用】
 入島禁止期間中であっても、次の特例利用に限り、入島することができます。

《利用方法》
 西側の海から遊泳またはカヌーを利用して扇池に上陸する。

※入島に際しては天候・海況などに十分注意してください。

《利用範囲》

扇池および周辺の砂浜に限ります。自然観察路への立ち入りはできません。

《利用条件》

○観光客などを案内する場合は、ガイド

の同伴など適正な利用のルールを遵守してください。

○村民利用の場合は、ガイドの同伴は必要ありませんが、村役場への入島手続きのほか、小笠原総合事務所国有用林課で実施している森林生態系保護地域の利用講習を修了していることが必要となります。また、適正な利用のルールと同様の条件に従ってください。

●問合せ先
産業観光課 2-3114
小笠原支庁土木課自然環境担当 2-2123

第2回シロアリ対策事業

村では年3回、集落周辺の樹木を中心にシロアリ対策事業を実施しています。被害についての相談や家屋の点検も行ってまいりますので、この機会をぜひご利用ください。相談および点検は事前に申込みが必要となります。(家屋や敷地の駆除・予防施工は別途有料となります)

【申込期間】 10月5日(月)～15日(木)
【対策日程】
《父島》 10月18日(日)～22日(木)
《母島》 10月15日(木)～16日(金)

●申込み・問合せ先
建設水道課 2-3115
母島支所庶務係 3-2111

行政相談所の開設

【日時】 10月13日(火)午後7時～9時
【場所】 地域福祉センター
【行政相談委員】
総務大臣委嘱小笠原地区担当 山田捷夫
《住所》 小笠原村父島字奥村

《電話》 090-7173-6768
※予約の必要はありません

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

今月の納期限および口座振替日

10月は、個人住民税(都民税(第3期)、国民健康保険税第3期、介護保険料(第3期)および後期高齢者医療保険料(第2期)の納期です。

納期限および口座振替日は、11月2日(月)です。納期限までにお納めいただきますようお願いいたします。

口座からの自動払込による納付を申し込まれている方は、口座振替日の残高不足にご注意ください。

●問合せ先 財政課税務係 2-3112

東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業の募集

(公財) 島しょ振興公社では、地域の振興に係る事業を新たに行なう中小企業等に対し、事業費の一部を補助する事業を行っています。補助の条件などは次のとおりです。

【補助対象事業者】

個人事業者、中小企業、組合など、財団法人・社団法人・特定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組を行うと認められる法人などで、東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること。(法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業の届出をしていること)

※創業予定者の場合は、事業完了までに島しょ地域に登記または開業届出が必要です。

【対象事業】 新たに実施する次の事業

- ① 地域資源を活用した特産品に関する事業
- ② 地域資源を活用した観光の振興に関する事業
- ③ ①または②に関連した事業展開に関する事業

【申請条件】

補助申請は、(公財) 東京都中小企業振興公社が実施する「東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業」(以下「ファンド助成事業」)への申請を条件とし、当該助成事業の結果を踏まえ、交付・不交付が決定されます。

なお、ファンド助成事業の申請には、事前(10月30日(金)まで)に申し込みが必要ですので、ご注意ください。

【補助金額】

対象経費の10分の9以内で一千万円を上限とします。ただし、ファンド助成事業での助成金額は除きます。

【事業期間】 事業開始の時期から2年以内

【提出書類】

○申請書

○ファンド助成事業の申請書類一式の写し(受付印が押印されたもの)

【募集期間】 10月1日(木)～11月13日(金)

【補助金交付要綱配布および提出先】

産業観光課および母島支所

【ホームページ】

<http://www.tokyoislands-net.jp/island-resident/tyusyoukiyouto/jyo>

●問合せ先

《中小企業等振興補助事業》
(公財) 東京都島しょ振興公社企画管理課 03-5472-6546

産業観光課 2-3114

《ファンド助成事業》

(公財) 東京都中小企業振興公社助成課 03-3251-7895

AEDの設置について(母島)

村に寄贈されたAEDを、次の場所に設置しました。常時使用可能です。



脇浜なぎさ公園トイレ(車いす用トイレ内)



母島診療所玄関横

●問合せ先 母島支所庶務係 3-2111

村役場人事異動

【特別職就任】

9月26日付

副村長(総務課長事務取扱) 渋谷 正昭
教育委員会教育長 松本 隆

【特別職任期満了】

9月25日付

副村長 石田 和彦
教育委員会教育長 伊藤 直樹

【退職】

9月25日付

総務課長 渋谷 正昭
9月30日付
医療課診療所係 小澤 直也〔介護員〕

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

官公署等のコーナー

母島巡回労働相談

【日時】 10月5日(月)午後5時~6時

【場所】 母島村民会館2階会議室

【相談内容】

- 労働条件(労働時間、安全衛生、賃金、離職、解雇など)
- 求人求職(求人・求職申込など)
- 労災保険(加入、労災給付など)
- 雇用保険(加入、失業給付など)

※当日都合が悪い場合は、電話による相談も可能です。

●問合せ先 小笠原総合事務所2-2102

森林生態系保護地域への入林受付 および簡易講習(新規・更新)

母島において国有林内の指定ルートを利用するための簡易な講習と入林申請受付を実施します。

なお、この講習の対象者は村民としてレクリエーション目的で利用される方に限ります。

【日時】 10月28日(水) 午後7時~8時

【場所】 村民会館2階視聴覚室

【必要なもの】 ①印鑑②村民であること、および18歳以上であることが確認できるもの(免許証など)

※指定ルートを利用するためには、講習終了後、入林申請に基づき発行される「年間パス」が必要です。パスをお持ちでない方はお気軽に受講してください。

また、パスをお持ちの方も有効期間をご確認ください。期間を延長するためにはこの講習を受講する必要があります。

なお、パスの有効期間は、受講した日から2年間となります。

※父島においては、電話にて随時受付しております。問合せ先までご連絡ください。(講習は、原則として午前9時~午後5時の間で1時間程度行います)

●問合せ先

小笠原諸島森林生態系保全センター 2-3403

小笠原総合事務所国有林課 2-2103

南島外来植物駆除ボランティアの募集

東京都は、外来植物の駆除作業をはじめとする植生回復事業などにより、南島の自然環境の保全に取り組んでいます。

今回、こうした南島における東京都の取組

と外来植物の現状について、村民の皆さんに作業体験を通して知っていただくため、村民ボランティアを募集します。

【作業日時】

10月25日(日)

午前8時(青灯台集合)

午後1時30分(青灯台着)

※昼休憩あり(昼食は各自用意ください)

【作業内容】

南島における2時間程度の除草作業

【募集定員】 18人

【申込資格】 18歳以上の村民の方

【申込期間】 10月1日(木)~14日(水)

※先着順とさせていただきます。

●申込み・問合せ先

小笠原支庁土木課自然環境担当

2-2123

銃器による父島のノヤギ駆除にともなう 国有林指定ルート・遊歩道の通行止め

東京都および環境省では、父島の植生回復を図るため、銃器などによるノヤギの駆除を行います。安全確保のため、一部の日程において国有林指定ルートおよび遊歩道を通行止めいたします。

作業当日は、通行止めとなったルートおよび作業区域内には立ち入らないでください。

【作業期間】 10月11日(日)~20日(火)

※おがさわら丸出港日から入港日のみ実施します。

【時間】 午前7時~午後5時30分

※出港日は午後2時から

※入港日は午前11時30分まで

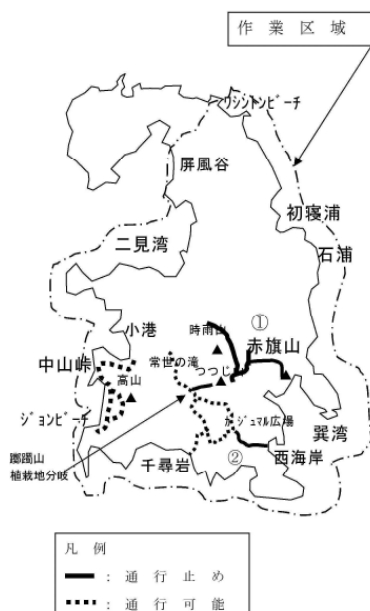
【作業区域】 ワシントンビーチから巽湾側に小港岬までの沿岸とその周辺山城(住宅地を除く)

【国有林指定ルート通行止め日】
○赤旗山・時雨山・つつじ山方面指定ルート

○図の① 10月12日(月)・14日(水)・18日(日)

○図の② 10月13日(火)

○図の③ 10月13日(火)



●問合せ先

小笠原支庁土木課自然環境担当

2-2123

小笠原自然保護官事務所 2-7174

原付免許学科試験(父島)

【試験日時】

11月1日(日)午前9時~

【試験会場】

小笠原警察署2階講堂

【申込締切】 10月23日(金)午後5時まで

※申込書は小笠原警察署または母島駐在所でお受け取りください。

【学科試験合格後について】

実技講習は、11月29日(日)午前9時~正午に洲崎自動車練習コースで実施予定です。

●問合せ先

小笠原警察署交通係

2-2110

電話で弁護士に相談できる

「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談(電話相談)を実施しています。相談は無料です。

【ご相談者】 プライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

【相談日】

月・水・金曜日(祝日・年末年始の閉庁日を除く。)

【相談時間】 午後1時～4時

※直接、電話でご相談いただけますが、事前にご予約いただくと確実です。

【事前予約】 月～金曜日(祝日・年末年始の閉庁日を除く。)

【予約受付時間】 午前9時～午後5時

●相談・予約・問合せ先

東京都生活文化局広報広聴部都民の声課
03-5388-2245

「しましま商品券」

利用期限は10月末まで

地域の消費活動の活性化を図るために5月に発行した「しましま商品券」の利用期限は10月31日(土)までとなっております。

利用期限を過ぎた商品券はご利用になれませんので、まだお手元に商品券をお持ちの方は必ず期限内にご利用ください。

【加盟店の皆さまへ】

換金期限は11月13日(金)までとなっております。期限終了後の換金はできません。必ず期限までに金融機関にて換金を行ってください。ご協力よろしくお願いたします。

●申込み・問合せ先

小笠原地区青色申告会事務局
(小笠原村商工会) 2-2666

東京三弁護士会による法律相談

東京三弁護士会主催による法律相談を開催します。相談を希望される方は、ぜひこの機会をご利用下さい。※予約が必要です。

【相談内容・時間】

無料法律相談(1コマ40分以内)

【母島】

《日時》 10月14日(水)午後7時～9時

《場所》 母島支所

【父島】

《日時》 10月15日(木)午後3時～5時

《場所》 村役場

【予約受付時間】 午前9時30分～午後5時

(土、日、祝祭日および正午～午後1時を除く)

●問合せ先・予約電話番号

法律相談センター
03-3595-8575

電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談を島しょ部住民を対象に実施します。

【相談内容】 無料一般相談

【日時】 10月23日(金)午前10時～正午

(1件あたり概ね20分枠)

※予約が必要となりますので、前日までにご連絡をお願いします。

●事前予約受付番号

第二東京弁護士会法律相談センター
03-3592-1855

●当日相談電話番号

03-3581-2407

赤い羽根共同募金運動

10月より第69回赤い羽根共同募金運動が始まります。皆さまのご協力をお願いします。

●問合せ先

東京都共同募金会小笠原村地区協力会
(小笠原村社会福祉協議会内) 2-2486

ギャラクティック・キッズ開催

◎第43回「月のかぐや」

月に帰ったかぐや姫、そして日本のかぐや衛星。二つの「かぐや」のお話を楽しみながら、月を見てみよう!

【日時】 10月21日(水)午後7時～8時30分

【対象者】 小学校3年生以上

※1、2年生は保護者同伴で参加可能

【募集人数】 30名

【集合場所】 奥村運動場クラブハウスホール

【参加費】 300円(保険代含む)

※2回目からは100円

【申込締切】 10月20日(火)

【申込方法】 小学校玄関の申込箱に申込用紙を入れてください。

●問合せ先 国立天文台内 2-7333

ビクターセンターからのお知らせ

【10月の開館日】

おがさわら丸の入港日～出港日

《開館時間》 午前8時30分～午後5時

【特別展】

《本館》「遊歩道の固有植物 父島編」

《こころでしか会えないから、森へ行こう! 森を歩こう!》

父島の遊歩道で見られる固有植物を中心に紹介します。(10月17日まで)

※「小笠原の地名展(仮)」11月1日より開催予定

《新館》「いるか展」

《見て!泳いで!もつとわかる!開催中》

小笠原でウォッチング、スイミングできる身近なイルカたちをわかりやすく紹介します。

●問合せ先

小笠原ビクターセンター 2-3001

島民(村民)割引乗船券

割引方法の変更

小笠原海運(株)では、11月発券・購入分から、各種割引乗船券の割引方法を変更します。

【変更内容】

○「島民(村民)割引」は、往復購入で二等復路(東京→父島)50%割引でしたが、片道ずつ25%割引に変更します。これにより父島または母島と東京(竹芝客船ターミナル・本社営業部)の各窓口で割引切符の購入が可能になります。なお、従来通り父島・母島で往復購入もできます。

○購入の際は、割引申請書(窓口交付)の提出と左記のいずれかの証明書を窓口でご提示いただきます。

①従来「居住証明書カード」

②「居住に関する証明書(発行日から3か月以内、コピー不可)」

※小笠原村内の住所が示された運転免許証も証明書として使用できます。

○「高齢者通院割引」も同様に片道ずつの割引に変更します。購入の際には、従来と同様に所定の割引申請書の提出と小笠原村発行「入院通院のための高齢者運賃割引証明書(発行日から3か月以内、コピー不可)」の提示が必要です。

○「小笠原諸島出身学生割引」も同様に片道ずつ35%割引に変更します。購入の際には、従来と同様に所定の割引申請書の提出と小笠原村発行「学居住に関する証明書(コピー不可)」および学生証、または在学証明書(小笠原村での購入に限りコピー可)の提示が必要です。

※乗船受付時に、購入時の各種証明書による本人確認を行う場合がありますので、協力願います。

●問合せ先 小笠原海運(株)
03-3451-5171

おがさわら丸

等級	大人		小人			
2 等	23,910	(+700)	11,960	(+350)		
特 2 等	35,860	(+1,050)	17,930	(+520)		
1 等	47,840	(+1,400)	23,920	(+700)		
特 1 等	55,300	(+1,610)	27,650	(+800)		
特 等	59,860	(+1,750)	29,930	(+870)		
2等(学割)	19,130	(+560)				
2 等 (身体障害者割引)	11,960	(+350)	5,980	(+170)		
村民割引 (往復)2等 特2等・1等	2等	35,870	(+1,050)	2等	17,940	(+520)
	特2等	59,770	(+1,750)	特2等	29,880	(+860)
	1等	83,730	(+2,450)	1等	41,860	(+1,220)
貨物運賃	1 等 品		15,951		(+313)	
	2 等 品		14,849		(+291)	
	3 等 品		13,660		(+268)	
	小口貨物 (1口)	0.10トン以下		1,598		(+31)
		0.075トン以下		1,189		(+23)

小笠原海運 03-3451-5171

10月の燃料油価格変動調整金

10月の調整金を含む運賃(旅客・貨物)は、次のとおりとなります。
翌月以降の調整金については、直接営業所(2-2111)まで、お問い合わせください。※()内は変動調整額 単位:円

等級	大人		小人			
2 等	4,460	(+580)	2,230	(+290)		
1 等	8,920	(+1,160)	4,460	(+580)		
村民割引 (往復)2等	5,360	(+700)	2,680	(+350)		
貨物運賃	1 等 品		9,040		(+746)	
	2 等 品		8,476		(+700)	
	3 等 品		7,911		(+653)	
	小口貨物 (1口)	0.10トン以下		906		(+75)
		0.075トン以下		682		(+56)

伊豆諸島開発 03-3455-3090

医療のコーナー

インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種を実施いたします。接種後、効果が現れるまで約2週間程度かかり、効果は約5か月持続します。インフルエンザの流行に備え早めの接種をお勧めします。
※19歳未満の方は保護者の同伴が必要です。7歳未満の方は母子手帳を持参してください。

【父島】※予約は必要ありません。

《第1回》

10月12日(月)

○受付時間 午後3時～4時30分

○接種時間 午後3時30分～

10月16日(金)・20日(火)・29日(木)

○受付時間 午後2時30分～4時30分

○接種時間 午後3時～

《第2回》

11月14日(土)

○受付時間 午後3時～4時30分

○接種時間 午後3時30分～

11月19日(木)・27日(金)

○受付時間 午後2時30分～4時30分

○接種時間 午後3時～

【母島】※予約制です。

申し込みは10月1日(木)から、来所または電話で予約してください。

《第1回》10月13日(火)・14日(水)・20日(火)・23日(金)

《第2回》11月16日(月)・17日(火)・20日(金)・24日(火)

○接種時間 午後2時～4時(園児、小学生は4時30分)

○接種時間 午後2時～4時(園児、小学生は4時30分)

※これらの日以外を希望の場合は、ワクチンの在庫や予定日時をあらかじめご確認ください。全国的にワクチンが不足する場合がありますので、早めの接種をお勧めします。

《料金》ワクチン価格の変更に伴い、接種費用が改正されました。

○1回目:4,640円

○2回目:2,660円

※1回目がほかの医療機関で接種の場合の2回目は、4,640円となります。

《接種回数》

○6か月～13歳未満の方:2回接種

※2～4週間の間隔において2回注射する。

《13歳以上の方》1回接種

※生後6か月未満の接種は、ワクチンの有効性が不明のため、接種ご希望の方はあらかじめ相談ください。

●申込・問合せ先
小笠原村診療所 2-3800
母島診療所 3-2115

高齢者のインフルエンザ予防接種費

小笠原村では、高齢者のインフルエンザ予防接種費について、対象者の方は、接種費用の半額(2,320円)の助成を行ないます。

【対象者(村内に住民登録がある方)】

①接種日において、65歳以上の方。

②接種日において、60歳以上65歳未満であり、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳1級程度)を有する方。(要認定)

※助成対象の方は接種を受ける際、診療所にて「インフルエンザ予防接種予診票」(水色)に記入し診療所窓口にご提出ください。

●助成対象者②に該当する方は、認定が必要となります。接種前にお問合せください。
●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

インフルエンザ予防接種費助成

インフルエンザ予防接種について、村内の生活保護世帯および村民税非課税世帯に該当する方は、接種費用を公費助成いたします。助成を受ける方は、予防接種後、村役場および母島支所にて「村民税非課税証明書」を取得し、申請(還付)の手続きを行なってください。なお、手続きには次のものをお持ちください。

- 印鑑
- インフルエンザ予防接種の際の領収書
- 振込先がわかるもの

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

専門診療(耳鼻咽喉科)

【母島】

《日時》10月15日(木)・16日(金)

《場所》母島診療所

【父島】

《日時》10月18日(日)・19日(月)・21日(水)・22日(木)

《場所》小笠原村診療所

《受付時間》※父島・母島共通です。
午前8時30分～11時
午後1時30分～3時30分

●問合せ先

小笠原村診療所 2-3800
母島診療所 3-2115

専門診療(産科・婦人科)

【母島】

《日時》 10月21日(水)

《場所》 母島診療所

【父島】

《日時》 10月23日(金)・26日(月)・27日(火)・28日(水)

《場所》 小笠原村診療所

※予約制にて実施します。電話またはご来所ください。予約の受付は平日(水曜日を除く)午後1時30分～5時です。

なお、助産師への相談などは、専門診療の実施に関わらず、お気軽にお問い合わせください。

●問合せ先

小笠原村診療所

2-3800

母島診療所

3-2115

健康・保健のコーナー

定期予防接種

【父島】

《日時》

10月1日(木)午後2時30分～4時

10月22日(木)午後4時～4時30分

《場所》 小笠原村診療所

【母島】

《日時》

10月1日(木)午後3時30分～4時

10月22日(木)午後3時30分～4時

《場所》 母島診療所

【接種可能予防接種(予約不要)】

○ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、四種混合ワクチン、BCGワクチン、麻し

ん風しん混合ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、

○ポリオワクチン(追加接種のみ)、三種混合ワクチン(追加接種のみ)

●問合せ先

村民課福祉係

2-3939

母島支所

3-2111

ヘルスアップ教室(父島)

気持ちよく体を動かして体調を整えてみませんか?今月は、室内運動を行ないます。

【対象者】 20歳以上の方(医師から運動を止められている方はご相談ください)

【日時】 10月7日(水)

午前9時30分～11時30分

【集合場所】 地域福祉センター入口

【持ち物】 室内履き、タオル、飲み物

●問合せ先

村民課福祉係

2-3939

乳幼児健診・歯科健診

対象者の方には個別に通知します。6歳未満の乳幼児で健診を希望される方は、お手数ですが、事前に電話での予約をお願いいたします。

【対象者】 4か月、7か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月(歯科検診のみ)、3歳の乳幼児

【父島】

《日時》 10月8日(木)

受付時間 午後2時～3時30分

《場所》 地域福祉センター2階大会議室

【母島】

《日時》 10月19日(月)

受付時間 午後2時～3時30分

《場所》 母島診療所2階カンファレンスルーム

●問合せ先

村民課福祉係

2-3939

育児学級 離乳食の会

栄養士と旬の食材を使った離乳食を作りまします。また、ご相談にも応じます。事前に予約をお願いします。

【対象者】 おおよそ4か月～12か月のお子さまと保護者の方

【持ち物】 エプロン、筆記用具

【父島】

《日時》 10月9日(金)

午前10時～11時30分

《場所》 地域福祉センター1階調理室

【母島】

《日時》 10月20日(火)

午前10時～11時30分

《場所》 母島支所 大広間

●問合せ先

村民課福祉係

2-3939

母島支所

3-2111

育児学級 おやつ会(母島)

栄養士とおやつを通してお子様の食事について考えてみませんか。事前に予約をお願いします。

【対象者】 離乳食を完了した3歳までのお子さまと保護者の方

【母島】

《日時》 10月21日(水)

午前9時30分～11時

《場所》 母島支所 大広間

【持ち物】 エプロン、筆記用具

●問合せ先

母島支所

3-2111

東京都児童相談センターによる小笠原地区巡回相談

幼児・児童の子育てに関して、児童相談センターの専門医師、児童心理司、児童福祉司が皆さんの相談に応じます。

◎相談内容

○児童(18歳未満)の健康に関する相談

○育成相談(わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配な方)

○知的・身体障害相談(知的発達遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向などがある方)

○養護相談(保護者の病気、死亡、離婚などの事情で子供が家庭で生活できない、または虐待など子供の人権に関わる問題があるとき)

○非行相談(家出、盗み、乱舞、性的いたざら、薬物の習慣などがあるとき)

○里親に関する相談(里親として家庭で子供を育てたいとき)

【母島】

《日時》 10月26日(月) 午後

10月27日(火) 午前

《場所》 母島支所2階会議室

【父島】

《日時》 10月28日(水) 午前・午後

10月29日(木) 午前

《場所》 地域福祉センター

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

環境・自然のページ

◎兄島マイマイの最前線

ネズミによって、危機にさらされている兄島のマイマイ。大好評の「マイマイのイマ」に加えて、今月号から、そんな兄島のマイマイを守る取組の最新情報を随時お知らせしていきます。

今年2月からカゴワナによる緊急対策を始め、累計600頭のネズミを捕獲しましたが、陸産貝類を回復させるには至りませんでした。そこで、ベイトステーション（餌箱に殺鼠剤を入れたもの）という環境負荷の小さな方法で対策を講じました。



ベイトステーション設置の様子
(実際には蓋を閉めて使用)

相次ぐ台風の影響で、兄島に渡れない日が続き、スケジュールは約1か月遅れてしまいました。8月末には、ようやく殺鼠剤の配備が完了しました。

保全エリアは兄島の一部とは言え約100ヘクタール、そこに約900個のベイトステーションを設置し、殺鼠剤の補充作業や、異常が発生していないかを、7〜10日おきに見回ります。

ネズミを効果的に減らすことができるか？陸産貝類が回復するか？他の生き物や、環境へ影響がないか？など、村民だよりなどを通じて経過を報告する予定です。

●問合せ先

環境省小笠原自然保護官事務所

2-7174

◎ムコにこないか、ナコウドはいるか

《聾島列島の自然状況》

父島からおおよそ50キロ北にある聾島、嫁島、媒島、北之島などの島々。皆さんご存知のように、この聾島列島も小笠原村です。そして、世界自然遺産区域でもあります。

聾島や媒島などは、かつては樹林が広がっていたと考えられていますが、人によって持ち込まれたヤギなどの外来生物により、植生が破壊され、残存林が一部あるものの、赤土や岩場が多く露出する島になってしまいました。

しかし、およそ10年前にノヤギの排除が完了し、その後、生態系は緩やかに回復しつつあります。

さらに、聾島列島にはクロアシアホウドリやコアホウドリが生息しており、平成20年からは伊豆諸島鳥島のアホウドリを移送し、新たな繁殖地を形成する取組も行われています。平成27年3月には、媒島で、移送したアホウドリの繁殖の成功が初めて確認されています。

《聾島と媒島の今》

9月に聾島と媒島を視察する機会がありましたので、その状況を報告します。

聾島では、ノヤギの根絶に加え、平成21年にはクマネズミも根絶しました。現在は、食圧がなくなったことにより繁茂したギンネムをはじめとする外来植物の駆除を行なっています。

ノヤギがいなくなってきたからは、オナガミズナギドリやカツオドリなどの海鳥の営巣も多くなり確認されるようになり、様々な生き物たちが戻ってきています。

媒島でも、聾島と同様に植生回復に向けた外来植物の駆除などの取組が行われていますが、大面積のギンネム林や、ネズミによる在来植物の被害など、問題も多く残っています。

父島や母島に住んでいると、聾島列島に行く機会は少なく、ましてや上陸する機会はほとんどありません。それでも、聾島列島の生態系の回復に向けて、厳しい環境の中、外来植物の駆除などの過酷な作業を行っている人たちがいます。環境課では、今後もこのような、普段見ること・知ることのできない自然環境や取組に関する情報を発信していく予定です。

◎環境課はこんなことをやっています。

4月に環境課が新設されて半年が経過しました。

《これまでの取組》

- 集落・農地のネコ対策
- その他の動物の愛護および管理
- オガサワラオオコウモリの保護対策
- 世界自然遺産に関わる各機関との連携・協力
- 自然環境の保全や世界自然遺産に関する普及啓発
- 再生可能エネルギーに関する検討

※詳しくは環境課ホームページをご覧ください。

http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/

なお、ごみ・リサイクルなどの環境衛生に関する業務は、当面は建設水道課が担当します。

●問合せ先 環境課環境係 2-3111

天然記念物のコーナー

◎マイマイのイマ

第7頁「ツンデレ」

絶滅が心配される生き物を預かる時、3つの「P」のバランスを大事にしています。Pride(プライド)・Pressure(プレッシャー)・Pity(プレイ)です。

預かったからには救うぞという責任感や緊張感が必要なのですが、でもその中で、遊び心やテイトウさも持ち合わせることで、次の一歩への大切な役割をしてくれそうです。

学生時代、エアコンの効かない部屋で預かっていたカタマイマイたち、お世話のためにキンキンに冷えた実験室に持っていくと、急に活発に動き始めることに気がつきました。

また、つい世話を忘れてしまつてカラカラになりかけた後、申し訳なく思いながら霧吹きをすると、活発になることにも気がつきました。

試しに、わざと世話を忘れた後、暑い部屋から寒い部屋へ移して世話をすることを繰り返すと、卵を産みました。

一方、島で仕事としてカタマイマイを預かるようになり、いつも湿気と食べ物をたぷぷりに、大切にたいせつに飼育し続けていたところ、なんと、殻が脱げてしまいました。

殻が脱げたらナメクジになる、わけではなく、内臓があらわになり、ねじれたり乾いたりしてしまつて死んでしまうのです。あれこれ悩んだ結果、タイミングを見計らつて乾燥や絶食を織り交ぜることで殻の脱ぎ捨てを防ぐことがわかりました。

いくら幸せでも幸せすぎは、良い結果を生むとは限らないのでした。むしろ時に手を抜くこと、厳しくすることが必要でした。思えば、自然は時に厳しく、時にやさしく、が当然でした。「ツンデレ」って大事ですね。

自分はツン人だと感じた人、明日はデレを、

デレ人だと感じた人、明日はツンを、あのひとに。



イラスト担当の高校生たちもツンデレ作戦を実践中、カラカラとジメジメのバランスで、兄島から絶滅してしまいそうな新種、クチベニカタマイマイの産卵に成功中です。

【文】自然環境研究センター主任研究員 森英章 【イラスト】小笠原高校 高橋ひかる・高橋海里

●問合せ先 教育委員会事務局 2-3117

小笠原ホエールウォッチング

協会(OWA)のコーナー

◎続・ハシナガイルカの子供を連れたミナミハンドウイルカ

先月の村民だよりでお伝えした、ハシナガイルカの子供を連れたミナミハンドウイルカ。9月に入ってから目撃情報がOWAに寄せられています。

これまでの発見情報をまとめると、9月2日に南島、翌日には父島の東側にある石浦で、7日には二見湾内の要岩付近、そして15日には再び石浦で目撃されています。ハシナガイ

ルカの子供を連れてくるのは、#19のままです。



ハシナガイルカの子供を連れた#19

OWAのイルカ調査でも、ぴったりと寄り添い、元気に泳いでいる姿を確認しました。



子供と一緒に泳ぐ#19 (2012年9月)

右の写真は、#19が自分の子どもと一緒に泳いでいるときのもの。両種の子供を育てているとは、とても興味深いトピックです。最初の発見から1か月が過ぎ、このまま元気に育ってくれることを願うばかりです。

同様の事例について、文献を調べている途中ですが、今のところ長期に渡って観察されている例はありません。世界的に見ても珍しい事例ですので、引き続き、このようなイルカを発見した場合には、是非OWAまでお知らせください。

●問合せ先

一般社団法人

小笠原ホエールウォッチング協会

2-3215

海洋センターだより その173

◎子ガメの脱出にご注意ください

アオウミガメの産卵も終盤を迎え、いよいよふ化シーズンとなりました。砂中に産み落とされた卵は60日程するとふ化します。深さ90cmほどある産卵巣の中でふ化した子ガメは少しずつ砂を掻き分けて地上を目指します。そして、ふ化して1週間ほどで子ガメは砂から脱出します(脱出とはふ化した子ガメが砂から出てくること)。

子ガメは通常、砂の温度が下がる夜間に脱出しますが、日中でもスコールなどで砂の温度が急激に下がると、子ガメは夜と間違えて脱出してしまふこともあります。また、脱出待ちをしている子ガメは砂のすぐ下で待機していますので、人間が誤って産卵巣を踏んでしまうと刺激を受けて脱出してしまったり、産卵巣が崩れて脱出できなくなったりします。脱出した子ガメは明るい方向に進む習性がありますので、もし夜間に海岸を散歩している、砂浜を歩く子ガメを見つけたらライトを消してください。少しすると子ガメは海の方へ歩き出します。

産卵巣の上には調査時に3本の棒を立てていますが、抜けてしまっている場合もありますので、産卵巣かな?と思ったら念のため近づかないでください。

写真のように砂が陥没している場所は脱出直前、もしくは直後の産卵巣で、子ガメが砂の中で脱出待ちをしている可能性がありますのでご注意ください。



●問合せ先

小笠原海洋センター(認定NPO法人エバーラストイング・ネイチャー)

2-2830

ホームページ

<http://bonin-ocean.net>



【マイナンバー「通知カード」が配布されます】

平成 27 年 10 月以降、皆さまの「マイナンバー」をお知らせするため【通知カード】を簡易書留にてお送りします。

通知カードは紙製で○氏名○住所○生年月日○性別○マイナンバーが記載されており、ひとりに一枚ずつ配布します。

お受け取りになりましたら、内容を確認し、誤りがある場合はお知らせください。この通知カードには顔写真が入っていないため、公的な身分証明書としては使用出来ません。

☆☆ 今後は村への様々なお届けの際にマイナンバーを記入いただくことが増えていきます ☆☆
マイナンバーキャラクター

「マイナちゃん」からの大切なお知らせ



通知カードは
こんなカード！
なくさないよう
大切に保管して
くださいね！

通知カード	
個人番号	〇〇〇・・・・〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
性別	女
氏名	□□□□
住所	東京都小笠原村〇島〇〇 〇〇

通知カードに関するお問い合わせ ● 村民課住民係 2-3113

！ マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも 13 桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成 29 年 1 月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

1 行政の効率化
手続きが正確で
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上
面倒な手続きが
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現
給付金などの
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイ ナン バ ー
0570-20-0178

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

■希望する方には顔写真付の「個人番号カード」を交付します (平成 28 年 1 月から)

「個人番号カード」には○氏名○住所○生年月日○性別○マイナンバーなどが記載され、本人の顔写真も表示されます。こちらは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、カードの IC チップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax (国税電子申告・納税システム) をはじめとした各種電子申請が行えることや、小笠原村の各種サービスにも使用できるよう検討します。

なお、「住民基本台帳カード」の申請は平成 27 年 12 月をもって終了します。

扇浦浄水場跡地の利用に関する検討について

村では、扇浦浄水場の跡地において、水道関連施設（原水調整池）を地下に整備し、地上における利用のあり方について検討するため、8月24日に第1回村民説明会を開催しました。

説明会で村から報告した原水調整池の整備計画および参加者の皆さまからいただいた意見などを報告します。

《村からの報告》

(1) 第2原水調整池の整備計画

- ・平成23年に31年ぶりの大渇水となり、村民生活に支障が生じたため、渇水対策を講じる必要がある。
- ・渇水対策の方針は「渇水時でもダム総貯水量の50%の水を確保できる水源の整備」
具体的方法として、調整池を整備し貯水する。
- ・新浄水場の整備にあたり、敷地内に第1原水調整池、旧扇浦浄水場の跡地に第2原水調整池を整備する。
- ・旧扇浦浄水場の跡地にした理由は、新浄水場から近く、導水管など既存の設備が活用でき、新たな設備投資や土地開発が抑制できるため。
- ・跡地は、扇浦の中心地であり、利用の要望もある。また、津波浸水予測は2～5mであることから、第2原水調整池は敷地内の地下に整備し、地上の利用を検討する。（ただし、調整池の上に建物は設置できないなどの制約はある）
- ・調整池は、容量4,000 m³、縦20m×横40m×深さ5mの規模で、その他ポンプ設備、電気設備の建屋を整備する。
- ・今年度に詳細設計などを行ない、来年度に旧浄水場建物を解体し、平成30年度完成の予定。

(2) 跡地の利用

- ・アウトリガーカヌーをテーマとしたエコミュージアム的な公園整備、扇浦地区の集会場、煮炊きのできる場所、スケートボードパークのほか、小笠原神社の倉庫、社務所的な場所などの要望を村は受けている。
- ・法的には政教分離の考え方があるため、村が直接的に神社に係るものを整備することはできない。
- ・調整池の上は芝生を張り、公園として使えるような整備のイメージを村は持っている。
- ・具体的な利用のご意見をいただいた上で、調整池の強度などを設計に反映したい。

《いただいた主なご意見》

(1) 第2原水調整池に関する事

- ・調整池は、軽い構造物や車両に耐えうる構造にすべき。
- ・調整池は、敷地の端の方に造ることとしていただきたい。
- ・整備にあたっては、オオコウモリへの配慮や優遇を積極的に行なってほしい。

(2) 跡地の利用に関する事

- ・海岸においてあるカヤックなどは、海岸の景観の問題もあるので、跡地に移動させられればよいと思う。
- ・島には海はあるがプールがない。
- ・太陽光エネルギーの活用を取り入れてほしい。
- ・みんながイメージしやすいたたき台の案がほしい。その方が検討しやすい。

(3) 進め方・その他に関する事

- ・村民だよりなどできちんと広報し、もう少し前もって開催の日程を伝えてほしい。
- ・普段から水を大切に使う意識が希薄になってきている。村でも「もっと水を大切に」と注意喚起してほしい。

説明会の詳細は、村役場で随時ご説明します。また、村役場ホームページ（企画政策室コーナー）で、配布資料や議事録の概要はご覧いただけます。

【第2回説明会の開催】

第1回説明会でいただいたご意見をふまえ、利用検討の対象地域を旧扇浦浄水場の周辺に広げ、村の案を提示し、具体的な意見交換をさせていただきます。

第2回説明会 10月13日（火） 【午後の部】14:00～ 扇浦交流センター
【夜の部】19:00～ 扇浦交流センター

※参加できない皆さまへ

随時、説明会の内容を説明させていただくほか、ご意見も承りますのでお問合せ下さい。

●問合せ先 総務課 企画政策室 2-3111
kikaku@vill.ogasawara.tokyo.jp

けんこう通信

— 村民課福祉係 —

— 第 188 号 —



+10(プラス・テン)から始めよう

健康のためには運動したほうがよいとわかっている、なかなかできない・・・

そんな人におすすめなのが「+10 (プラス・テン)」です。

その方法は、「10 分多く体を動かす」ことを意識するだけ。

複雑なやり方を覚える必要も、グッズを揃える必要もありません。

自宅で、職場で、通勤中に・・・いつでも、どこでもできる運動習慣です。

運動って・・・

運動というと、今まではある程度の強さで続けなければ効果がないと言われてきました。しかし健康づくりのためには、“身体運動（生活活動及び運動）全体に着目することが重要”と言うことになってきました。

具体的に言うと、日常生活における労働・家事・通勤・通学などの「生活活動」も、「運動」と同じく身体活動であり、エネルギー消費を伴う動作であると位置づけられています。

たった 10 分、されど 10 分

普段、あまり体を動かさない生活をしていると、たった 10 分でも負担に感じるという人も多いのでは？しかし、意識して体を動かしていると、気分が爽快になり、元気がアップしていくことが実感できます。無理をせず、毎日の生活の中でできることから始め、焦らずに「10 分」を積み重ねていきましょう。10 分の積み重ねが、体力の向上や健康増進につながるのです。

右の図は、今のあなたが健康のための身体活動をどのくらいしているのか、チェックできるチャートです。

①や②だった人は、生活の中でいつ「+10」ができるか、自分の 1 日を振り返り、今日からさっそく始めてみましょう。目標は 18 歳から 64 歳の人なら 1 日合計 60 分。65 歳以上なら 1 日合計 40 分です

③や④の人は目標を達成できているので、「+10」を意識して、よりアクティブな生活にしたり、職場の仲間や家族を誘って一緒に楽しんだりしてみると良いでしょう。

なお、体を動かす時間は少しずつ増やしていくようにし、体調が悪い時は無理をしないようにしてください。



+10 (プラス・テン) の効果

- 頭重、頭痛、不眠の改善
- 認知症の発症が 8.8%低下
- 生活習慣病の発症が 3.6%低下
- ダイエット
- がんの発症が 3.2%低下
- ストレスの軽減

クジラ：へえ～ たった 10 分でもいいんですね。

保健師：劇的な変化はなくても、習慣として続けていけば、体にも心にもメリットがありますよ。

クジラ：でも、なにができるかなあ・・・。

保健師：「運動らしい運動」でなくてかまいません。今よりこまめに動いたり、早歩きを心がけたりするだけでも良いのです。ちなみに、この 10 分はまとまっている必要もありません。5 分を 2 回でも、1 分を 10 回でも OK です。

クジラ：じゃあ僕は、今までよりお昼に 5 分、夕方に 5 分 多く・速く動いてみようかな。

保健師：気づいたタイミングを逃さず、さっそく今日からやってみましょう。





クジラの伝言板



村民課福祉係

2-3939

10月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	木	定期予防接種（父母）	16	金	インフルエンザ予防接種（父島）
		内地進学助成申込受付（～3/31）	17	土	 出港日
		東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業募集（～11/13）			世界自然遺産に関する村民意見交換会（父島）
		小笠原小学校展覧会展示品募集（～11/27）	18	日	専門診療（耳鼻咽喉科）父島（～19）
南島外来植物駆除ボランティア募集（～14）	母島小中学校学校公開・道徳授業地区公開講座				
原付免許学科試験申込受付（～23）	赤旗山・時雨山・つつじ山方面指定ルート通行止				
ギャラクティック・キッズ申込受付（～20）			高校図書館開放		
マイナンバー制度講習会（父）					
赤い羽根共同募金開始					
2	金	マイナンバー制度講習会（母）	19	月	世界自然遺産に関する村民意見交換会（母島） 乳幼児健診・歯科健診（母島）
3	土	 出港日	20	火	 入港日
4	日	第48回小笠原小・中・高連合運動会			インフルエンザ予防接種（父母）
5	月	第4回教育委員会 第2回シロアリ対策事業申込受付（～15） 母島巡回労働相談			育児学級 離乳食の会（母島）
6	火		21	水	ギャラクティック・キッズ開催（父島） 専門診療（産科・婦人科）母島 育児学級 おやつの会（母島） 専門診療（耳鼻咽喉科）父島（～22）
7	水	ヘルスアップ教室（父島）	22	木	定期予防接種（父母）
8	木	 入港日 乳幼児健診・歯科検診（父島）	23	金	 出港日
9	金	育児学級 離乳食の会（父島）			電話による無料法律相談 専門診療（産科・婦人科）父島 インフルエンザ予防接種（母島）
10	土		24	土	
11	日	 出港日 高校図書館開放	25	日	高校図書館開放
12	月	インフルエンザ予防接種（父島） 赤旗山・時雨山・つつじ山方面指定ルート通行止 体育の日	26	月	 入港日 専門診療（産科・婦人科）父島（～28） 東京都児童相談センターによる巡回相談（母島）（～27）
13	火	扇浦浄水場跡地の利用に関する第2回説明会（父島）	27	火	
		インフルエンザ予防接種（母島）（～14） 西海岸方面指定ルート通行止 行政相談所の開設	28	水	森林生態系保護地域への入林受付および簡易講習（母島） 東京都児童相談センターによる巡回相談（父島）（～29）
14	水	 入港日 村民相談 東京三弁護士会による法律相談（母島） 赤旗山・時雨山・つつじ山方面指定ルート通行止	29	木	 出港日 インフルエンザ予防接種（父島）
		29	木		
15	木	専門診療（耳鼻咽喉科）母島（～16） 東京三弁護士会による法律相談（父島）	30	金	
			31	土	「しましま商品券」利用期限